第十一条第二項を次のように改める。

2　令第一条の四第三号ハに掲げる内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる要件に該当することとする。

一　次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ　当該有価証券に転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ　当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ　社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

二　次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの　受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合に該当すること。

ロ　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券　次のいずれかの場合に該当すること。

(1)　有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券（第十三条第三項第二号ロ、第十三条の四第二項第二号ロ及び第十三条の七第三項第二号ロにおいて「原有価証券」という。）が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合

(2)　当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券　次のいずれかの場合に該当すること。

(1)　当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合

(2)　当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

ニ　社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号若しくは第二号若しくは第一条の七の四第一号若しくは第二号又はロ若しくはハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（以下ニにおいて「転換債権」という。）当該償還により取得する有価証券（以下ニにおいて「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、次に定めるいずれかの場合に該当すること。

(1)　令第一条の四第一号又は第一条の七の四第一号に掲げる有価証券　令第一条の四第一号に定める場合（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社（会社法第二条第四号に掲げる親会社をいう。第十三条第三項第二号ニ、第十三条の四第二項第二号ニ及び第十三条の七第三項第二号ニにおいて同じ。）又は子会社（同法第二条第三号に掲げる子会社をいう。第十三条第三項第二号ニ、第十三条の四第二項第二号ニ及び第十三条の七第三項第二号ニにおいて同じ。）でない場合（以下(1)及び(2)において「既発行償還有価証券である場合」という。）には、令第一条の四第一号イに掲げる要件に該当する場合を除く。）又は令第一条の七の四第一号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号イに掲げる要件に該当する場合を除く。）

(2)　令第一条の四第二号又は第一条の七の四第二号に掲げる有価証券　令第一条の四第二号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件に該当する場合を除く。）又は令第一条の七の四第二号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件に該当する場合を除く。）

(3)　ロに掲げる有価証券　ロに定める要件に該当する場合

(4)　ハに掲げる有価証券　ハに定める要件に該当する場合

第十一条第三項を削り、同条第四項中「、第二項第一号ロ、同項第三号ロ又は同項第四号」を「又は前項第一号ロ」に、「第七項」を「第六項」に、「承諾」を「同意」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項第一号」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項各号列記以外の部分中「第四項」を「第三項」に、「書面又は書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による承諾」を「電磁的方法又は電話その他の方法により同意」に改め、同項第一号中「第四項各号に規定する」を「第三項各号に掲げる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「承諾」を「同意」に、「書面等」を「電磁的方法又は電話その他の方法」に、「再び前項」を「再び同項」に改め、同項を同条第七項とする。

第十一条の二第一項第二号イ中「第十三条の二第一項第二号」を「第十三条の五第一項第二号」に改め、同号ロ中「第二条の十二の二第二項第四号」を「第二条の十二の四第二項第四号」に改め、同号ハ中「第十三条の二第一項第二号ハ」を「第十三条の五第一項第二号ハ」に改め、同条第四項中「第二項（第十三条の二第二項」を「第二項（第十三条の五第二項」に、「前項（同条第二項」を「前項（同条第二項」に改める。

第十二条を削る。

第十一条の三中「を満たす」を「に該当する」に改め、同条第一号イ中「同一種類の他の有価証券」を「同一種類の有価証券」に、「次条第一項各号」を「第十条の二第一項各号」に、「第十三条の三」を「第十三条の六」に改め、同条を第十二条とする。

第十三条の見出し中「有価証券」を「取得勧誘における多数の者への有価証券」に改め、同条第一項中「第一条の七第二号ロ」を「第一条の七第二号ロ(4)」に、「すべて」を「いずれか」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「取得し又は」を「取得し、又は」に、「次項及び第三項」を「以下この項」に、「が当該有価証券に記載されていること」を「が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

二　当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三　社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

第十三条第二項及び第三項を次のように改める。

2　令第一条の七第二号ロ(4)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

一　次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ　当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であって、当該同種の新規発行証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。）を含む。）の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

ロ　当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。